議案第41号

湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業が拡充されるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町職員の育児休業等に関する条例(平成4年湯河原町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第 5項」に改める。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第15条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第16条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。 第16条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該 残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第18条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条 例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の湯河原町職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

考 現 行 改 TE. 後 備

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の 育児休業等に関する法律(平成3 年法律第110号。以下「育児休業 法」という。)第2条第1項、第 3条第2項、第5条第2項、第7 条、第8条、第10条第1項及び第 2項、第14条、第17条、第18条第 3項並びに第19条第1項及び第 2項の規定に基づき、並びに同法 を実施するため、職員の育児休業 等に関し必要な事項を定めるもの とする。

(育児休業法第2条第1項ただし 書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 (略)
 - (1)(略)
 - (5)(略)
 - (6) 第2条の3第3号に掲げる 場合に該当すること又は第2 条の4の規定に該当すること。
 - (7)(略)

(部分休業を請求することができ ない職員)

- 第15条 育児休業法第19条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げ る職員とする。
 - (1)(略)
 - 勤務日の日数及び勤務日ご (2)との勤務時間を考慮して規則 で定める非常勤職員以外の非 常勤職員(地方公務員法第22 条の4第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員(以 下「定年前再任用短時間勤務 職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

条第1項に規定する部分休業を

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の 育児休業等に関する法律(平成3 年法律第110号。以下「育児休業 法」という。)第2条第1項、第 3条第2項、第5条第2項、第7 条、第8条、第10条第1項及び第 2項、第14条、第17条、第18条第 3項並びに第19条第1項から第 3項まで及び第5項の規定に基づ き、並びに同法を実施するため、 職員の育児休業等に関し必要な 事項を定めるものとする。

(育児休業法第2条第1項ただし 書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 (略)
 - (1) (略)
 - (5)(略)
 - (6) 第2条の3第3号に掲げる 場合に該当すること又は前条 の規定に該当すること。
 - (略) (7)

(部分休業を請求することができ ない職員)

- 第15条 育児休業法第19条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げ る職員とする。
 - (1) (略)
 - 勤務日の日数を考慮して規 (2)則で定める非常勤職員以外の 非常勤職員(地方公務員法第 22条の4第1項に規定する短 時間勤務の職を占める職員を 除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第16条 部分休業(育児休業法第19 第16条 育児休業法第19条第2項 第1号に掲げる範囲内で請求す

現行

改 正 後

備考

いう。以下同じ。)の承認は、湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の規定による介護間の承認を受けて勤務しない職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を時間を減じた時間を減じた時間を減じた時間をが変しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとる。
- 非常勤職員に対する部分休業 の承認については、1日につき、 当該非常勤職員について1日に つき定められた勤務時間から5時 間45分を減じた時間を超えない範 囲内で(当該非常勤職員が育児時 間又は育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福 祉に関する法律第61条の2第20 項の規定による介護をするための 時間(以下「介護をするための時 間」という。) の承認を受けて勤 務しない場合にあっては、当該時 間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該 介護をするための時間の承認を受 けて勤務しない時間を減じた時間 を超えない範囲内で) 行うものと

る同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認に対する。第1号部分休業の承認に対する。 第1号部分休業の承認につきる時間又は当該介護時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 非常勤職員に対する第1号部 分休業の承認については、1日に つき、当該非常勤職員について1 日につき定められた勤務時間から 5時間45分を減じた時間を超え ない範囲内で(当該非常勤職員が 育児時間又は育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律第61条の 2第20項の規定による介護をする ための時間(以下「介護をするた めの時間」という。)の承認を受 けて勤務しない場合にあっては、 当該時間を超えない範囲内で、か つ、2時間から当該育児時間又は 当該介護をするための時間の承認 を受けて勤務しない時間を減じた 時間を超えない範囲内で) 行うも

## 150	
第16条の2 育児休業法第19条第 2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
分休業 (以下「第2号部分休業」	
という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
位として行うものとする。ただし、 次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの 勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
次の各号に掲げる場合にあって は、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認す ることができる。(1) 1回の勤務に係る日ごとの 勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	I
は、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
間数の第2号部分休業を承認することができる。(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
ることができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの 勤務時間に分を単位とした時 間がある場合であって、当該	
(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該	
<u>勤務時間に分を単位とした時</u> 間がある場合であって、当該	
間がある場合であって、当該	
の請求があったとき 当該勤	
務時間の時間数	
(2) 第2号部分休業の残時間数	
に1時間未満の端数がある場	
合であって、当該残時間数の	
全てについて承認の請求があ	
ったとき 当該残時間数	
(育児休業法第19条第2項の条例	
で定める1年の期間)_	
<u>第16条の3 育児休業法第19条第</u>	
2項の条例で定める1年の期間	
は、毎年4月1日から翌年3月31	
日までとする。	
<u>(育児休業法第19条第2項第2号</u>	
の人事院規則で定める時間を基準による場合である時間を基準による場合である時間を基準による場合である時間と	
<u>準として条例で定める時間)</u> 第16条の4 育児休業法第19条第	
<u>第10条の4 月光休果伝第19条第</u> 2 項第 2 号の人事院規則で定め	
<u>2頃第2号の八事院規則で足め</u> る時間を基準として条例で定める	
時間は、次の各号に掲げる職員の	
<u> </u>	
間とする。	1
(1) 非常勤職員以外の職員 77	
時間30分	
(2) 非常勤職員 当該非常勤職	

現 行	改 正 後	備	考
	員の勤務日1日当たりの勤務		
	時間数に10を乗じて得た時間		
	(育児休業法第19条第3項の条例		
	で定める特別の事情)_		
	第16条の5 育児休業法第19条第		
	3項の条例で定める特別の事情		
	は、配偶者が負傷又は疾病により		
	入院したこと、配偶者と別居した		
	ことその他の同条第2項の規定に		
	よる申出時に予測することができ		
	なかった事実が生じたことにより		
	同条第3項の規定による変更(以		
	下「第3項変更」という。)をし		
	なければ同項の職員の小学校就		
	学の始期に達するまでの子の養育		
	に著しい支障が生じると任命権者		
(AP /) // N/(A) 1	が認める事情とする。		
(部分休業をしている職員の給与	(部分休業をしている職員の給与		
の取扱い)	の取扱い)		
第17条 職員が部分休業の承認を	第17条 職員が <u>育児休業法第19条</u>		
受けて勤務しない場合には、湯河	第1項に規定する部分休業の承認な受けて制強しない場合には		
原町職員の給与に関する条例第 9条の規定にかかわらず、その勤	認を受けて勤務しない場合には、 湯河原町職員の給与に関する条		
務しない1時間につき、同条例第			
12条に規定する勤務1時間当た	の勤務しない1時間につき、同条		
りの給与額を減額して支給する。	例第12条に規定する勤務1時間		
ラッカー 子根を放放して 文和 する。	当たりの給与額を減額して支給		
	する。		
2 (略)	2 (略)		
(部分休業の承認の取消事由)	(部分休業の承認の取消事由)		
第18条 第11条の規定は、部分休業	第18条 育児休業法第19条第6項		
について準用する。	において準用する育児休業法第		
	5条第2項の条例で定める事由		
	は、職員が第3項変更をしたとき		
	とする。		
	M 則		
	(施行期日)		
	1 この条例は、令和7年10月1日		
	から施行する。		
	(経過措置)		
	2 地方公務員の育児休業等に関		

【参考資料】

する法律(平成3年法律第110号) 第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分体業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の湯河原町職員の育児体業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	相			<i>一</i> 一	
	現	行	改 正 後 する法律(平成3年法律第110号) 第19条第2項第2号に掲げる範 囲内において、この条例の施行の 日から令和8年3月31日までの間 における部分休業の承認の請求 をする場合におけるこの条例によ る改正後の湯河原町職員の育児 休業等に関する条例第16条の4 の規定の適用については、同条第 1号中「77時間30分」とあるのは 「38時間45分」と、同条第2号中	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	考